

# 令和8年度 秋田県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

---

公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、「実施機関」という。）では、中小企業庁（以下、「国」という。）令和8年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点、以下「拠点」という。）」の実施にあたり、秋田県内の中小企業・小規模事業者の経営相談等に対応していただくコーディネーターを次のとおり募集します。

## 1 よろず支援拠点の概要

### （1）目的

中小企業・小規模事業者（以下、「企業等」という。）が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対してワンストップで対応し、企業等の活性化を図ります。

また、地域の支援機関・専門家等と連携体制とともに支援モデル・ノウハウ等を共有し、支援能力向上を図ります。

### （2）事業内容

拠点に配置されるチーフコーディネーター（以下、「チーフ」という。）及びコーディネーターが、地域の支援機関・金融機関・自治体等（以下、「支援機関等」という。）と連携しつつ、企業等の課題解決に向けて専門的な助言・支援活動を行います。

## 2 募集内容

### （1）募集職種 秋田県よろず支援拠点コーディネーター

※本契約は、民法上の準委任契約に該当する業務委嘱契約です。

### （2）募集人員 若干名

### （3）契約期間 契約日から令和9年3月31日まで

### （4）契約報酬 報酬日額 33,000円（消費税及び地方消費税含む）

※1日の業務時間が4時間以上7時間45分未満の場合は日額の半額をお支払いいたします。

※時間外手当や深夜手当等は発生しません。

※報酬は月末締／翌月21日支払です。（年度末等には変更の可能性あり）

### （5）諸手当等 なし（対象外）

※業務遂行に必要な旅費は、別途定める基準に基づき支給します。

### （6）社会保険 なし（対象外）

### （7）業務日数（想定） 月4日以上の業務を想定。また、窓口対応が基本業務であるため、原則、前月に翌月の業務日を依頼します。

※業務状況により、日数の増減調整を行う場合があります。

### （8）業務場所 実施機関から毎月事前に提示する業務依頼に基づき、双方協議の上、決定します。窓口対応のため、原則、実施機関又は支援機関等とするほか、県外業務（研修関係）をお願いすることもあります。

### （9）その他 業務に使用するパソコン、携帯電話等の貸与はありません。

## 3 業務内容

---

国が定める予定の「よろず支援拠点事業実施基本要領」に基づき、チーフと連携・協議しながら、企業等からの各種相談に関する高度かつ専門的なアドバイス及び企業訪問・オンライン相談等による業務及び実施機関と協力して行う広報活動等や支援機関等に対する支援手法等の共有を行います。

- ① 企業等の経営課題解決に向けた相談・フォローアップ
- ② 企業等の経営課題に対応した支援機関等との相互連携した支援
- ③ 支援機関等への支援手法等の共有
- ④ 経営課題解決に資するセミナーの企画・開催
- ⑤ 広報活動等によるよろず支援拠点のPR、新規相談者の掘り起こし
- ⑥ 会議や研修等への参加
- ⑦ 相談の記録及び業務報告書の作成
- ⑧ その他上記に関連する付随業務

#### 4 応募資格

以下(1)～(6)のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 企業等が抱えるあらゆる経営相談に対話と傾聴を通して親身に対応し、その過程において事業者の将来ビジョン・ありたい姿を実現するための経営課題を解決に導く具体的アドバイスと丁寧なフォローアップができること
- (2) 以下に該当する能力・資格を有していること
  - ① 中小企業診断士またはそれと同等の専門性・能力のある方  
・行政機関・大学・研究機関・民間企業等における企業等への支援実績があり、売上拡大・経営改善等、経営全般にかかる支援プロジェクトを管理コントロールできること
  - ② その他、中小企業支援に資する高い専門性・能力のある方
- (3) 自らスキル向上や知識習得に励み、中小企業支援の質の向上に努めることができること
- (4) 普通自動車運転免許(AT限定可)及び自家用車を有し、県内移動が可能なこと
- (5) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)、インターネット(電子メール、インターネット検索、チャットツール等)、オンライン相談(Microsoft Teams等)を活用し、自律的に業務を遂行できること
- (6) チーフ、他のコーディネーターと協力・連携して業務を行うことができること

#### 5 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募、面接に要した費用は、全て自己負担となります。
- (2) 委嘱した場合、プロフィール等の情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業の支援で得られた全ての成果は、原則として支援を受けた企業等に帰属します。
- (4) コーディネーターは、本事業により支援を受けた事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはいけません。本事業の終了後も同様とします。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消し、氏名や取消理由などを公表することがあります。
  - ① 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ 実施機関、国等に虚偽の報告をしたことが判明した場合

- ④ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- ⑤ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ⑥ その他、公的機関が委嘱する支援者として不適格と認められる場合

## 6 選考

### (1) 選考方法

書類選考の後、選考委員による個別面接を行い、業務委嘱者を選定します。書類選考の通過者には面接日時・場所等を別途連絡します。

### (2) 選考結果の通知

選考結果については、書面等で通知します。なお、結果に関する問い合わせについては回答いたしかねますので、御了承ください。

## 7 応募方法

次の提出書類を、「8 応募書類提出及び問合せ先」のメールアドレスへメールにてご提出ください。提出いただく際は、メールの件名(題名)を必ず「【応募】令和8年度秋田県よろず支援拠点コーディネーター募集について」と明記ください。

なお、提出された応募書類は返却いたしません。ただし、秘密保持には十分配慮します。

- (1) 様式1 応募申請書
- (2) 様式2 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 履歴書(任意書式、最近6か月以内に撮影した本人の写真を貼付のこと)

## 8 応募書類提出及び問合せ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課 山形、嶋宮  
住所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階  
電話：018-860-5610 メール：[akita.yorozu@bic-akita.or.jp](mailto:akita.yorozu@bic-akita.or.jp)